平成２３年（フ）第８９号
大阪府高石市取石２丁目13番49号
債務者　森田眞由美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６１４号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷534番地４―101号
債務者　北田　浩一
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
長崎県長崎市女の都４丁目36番１―302号
債務者　上杉　智樹
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号
長崎県長崎市船石町616番地１
債務者　鍬塚　理絵
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９３号
長崎県長崎市岩川町10番15号　伊藤ハイツ302号、旧住所長崎県長崎市赤迫２丁目４番19―307号
債務者　江口香代子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
長崎県長崎市天神町３番17号　スペースＮＹ101号、旧住所長崎県佐世保市戸尾町11番15号
債務者　坂本美代子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
長崎県長崎市泉２丁目25―47　レジデンス泉101号、住民票上の住所長崎県長崎市柿泊町646番地２
債務者　橋口　雄貴
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
長崎県長崎市坂本２丁目４番23号　中田アパート202号、旧住所長崎県長崎市春木町15番24号
債務者　手島　幸隆
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
長崎県長崎市滑石４丁目２番２―1101号
債務者　谷　　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
長崎県長崎市滑石４丁目30番１号　田添アパート102号
債務者　中島　純子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
長崎県長崎市小江原２丁目15番３―104号
債務者　尾崎真由美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
岩手県花巻市矢沢第４地割144番地１
債務者　鎌田　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１０４号
神奈川県小田原市酒匂２丁目28番１号
債務者　竹井　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４３号
神奈川県平塚市平塚３丁目12番18―307号　日翔マンション
債務者　加藤　　貢
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７７号
新潟市中央区旭町通２番町5232番地20　マンション南山荘４階Ｂ
債務者　青木千鶴子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７９号
新潟市西区金巻80番地
債務者　石附　伸一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９０号
新潟市秋葉区田家３丁目２番６号
債務者　中野　健一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部